

8. 介護予防・日常生活支援総合事業 適切なサービスの選択、提供について

介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅要支援被保険者等※の多様な生活支援ニーズに対応するため、予防給付相当サービス、基準緩和型サービス、短期集中予防サービスに類型し事業を実施しております。事業の実施にあたっては、地域における自立した日常生活を継続できるよう、利用者の心身の状況等に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されることが重要です。

つきましては、以下の目安を参考にいただき、サービスを選択、提供していただきますようお願いいたします。（※事業対象者及び要支援認定者）

【福井市介護予防支援・介護予防ケアマネジメントマニュアル】

サービスごとの対象者の目安

【予防給付相当サービス】

日常生活になんらかの支障があり、支援が必要な人

予防に取り組むことで、A型へ移行、卒業も目指すことができる

項 目	状態像の目安
筋力低下がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 段差昇降には、手すりが必要。 ● 立ち上がりの動作は、何かにつかまればできる。 ● 転倒のリスクが高い、または転倒歴あり、筋力とバランス力が低下している。 ● 家事動作も少なく、主体的に体を動かすことがない。意欲的でなく、日中、座っているまたは横になっている。
家事支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 単純な代行ではなく、判断を伴う家事（冷蔵庫の食品管理、塩分量を意識した調理や買い物等） ● 長時間の立位が困難で、調理や掃除ができない。 ● 掃除機が持てない。 ● 麻痺や拘縮等により、動作に見守りや介助が必要
入浴に介助が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 浴槽の跨ぎの動作ができない ● 背部や足先等の洗身、洗髪に介助が必要 ● 自宅の浴室がない、または浴室の環境により、入浴ができない
専門職の介入が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● うつ病や統合失調症の精神疾患や高次脳機能障害、認知機能低下等があり、本人の体調や気持ちに合わせて、慎重に対応する等の配慮が必要 ● ゴミ屋敷や、介入拒否、社会と断絶している等により、専門的な支援を要する ● 神経難病で、リハビリ職の介入が必要
疾病の管理が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 心疾患や呼吸器疾患、がん等による、日常生活動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある ● 糖尿病や高血圧等の経過観察や生活の声かけが必要 ● 運動をする際に、高血圧、低血糖等の症状に注意が必要 ● 体重管理や内服管理、食事管理等、自己管理が不十分
栄養	<ul style="list-style-type: none"> ● 食事制限はないが、食事に偏りがあり、必要な栄養を摂取できない
閉じこもりで交流がない	<ul style="list-style-type: none"> ● 他者との交流意欲が低く、日常生活でも意欲低下がある。 ● 外出しなければ、誰とも話す機会がない。 ● 長期間の閉じこもり（概ね6か月以上）

【基準緩和型(A型)サービス】

予防相当のサービス対象者以外であり、介護保険事業所によるサービスが必要な人
日常生活に大きな支障はない。改善に向けた意欲がある人

項目	状態像の目安
筋力低下がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 転倒はないが、足が疲れやすく外出の機会が減っている。 ● 膝痛などのため、歩行距離や歩行時間が短くなった。 ● このままでは、筋力低下が進行するリスクが高い。 ● フレイル状態で、日々の生活が悪循環になっている。
家事支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 膝痛や腰痛により、お風呂やトイレの掃除が難しい。 ● 圧迫骨折等で一時的に家事が困難なため、家事代行が必要 ● 判断能力に問題はないが、腰痛・膝痛により移動や重いものを持つことが困難 ● もともと家事の習慣や経験がなく、家事動作の自立に向けた指導が必要
意欲がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体機能の改善を図り、自立した生活を送りたいという意欲がある。
閉じこもりで交流がない	<ul style="list-style-type: none"> ● 転居等により、友人知人がいないため、交流がない ● 通院や買い物以外で外出する機会がなく、人と言葉を交わす機会がない

【短期集中予防サービス(C型)】

集中的なリハビリにより、効果が期待できる

項目	状態像の目安
筋力低下	<ul style="list-style-type: none"> ● ADL や IADL の改善に向けた支援が必要な人 ● 退院直後等で一時的に身体機能が低下しており、リハ職等専門職による集中的なトレーニングにより改善が見込まれる人 ● 慢性的な整形外科疾患で、痛みがある人
栄養	<ul style="list-style-type: none"> ● 体重減少、食事の偏り等、栄養状態が悪い ● 食事が不規則で量も少なく、栄養が不足している
意欲	<ul style="list-style-type: none"> ● リハビリをして改善したいと意欲的な人
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活に支障がある生活行為について、専門職による自宅での評価、指導等を含め支援することにより、効果が見込まれる人 ● 必要なサービスの選定のために評価する ● デイサービス等の利用に抵抗を感じている高齢者(認知症含む)は短期間で終了するため利用しやすい。

通所型サービス利用回数の判断の目安

項 目	判断の目安
【身体介護の必要性が高い】 <input type="checkbox"/> 「(イスからの)立ち上がり」または「何かにつかまらずに歩く(5m)」または「片足立ち(1秒)」のいずれかにおいて、できない。 <input type="checkbox"/> 入浴において、「一人で浴槽をまたぐ」または、「洗身」において何等かの介助が必要	> 左記の□のいずれかに該当する場合は、週2回利用の対象 > 左記の□のいずれにも該当しない場合は、週1回の対象
【機能訓練の可能性が高い】 <input type="checkbox"/> 「(イスからの)立ち上がり」、「何かにつかまらずに歩く(5m)」、「片足立ち(1秒)」において、2項目以上が、つかまれば可能	
【閉じこもり予防の必要性が高い】 <input type="checkbox"/> 独居または日中一人で過ごし、通院以外にほとんど外出しない。	
【うつ予防の必要性が高い】 <input type="checkbox"/> 精神的に不安定で、うつ傾向またはその恐れがある。	
【認知症予防の必要性が高い】 <input type="checkbox"/> 「あたまの元気度調査(認知症検診)」の結果が3点以上	

【留意事項】

- ・「通所型サービス利用回数の判断の目安」を踏まえ、利用者の年齢や疾患、精神的な要因、介護の状況、生活環境等を考慮し、利用回数を総合的に判断する。
- ・サービス量判断の根拠を、ケアプラン及びサービス担当者会議の記録等に明記する。
- ・上記の目安は、事業対象者における通所型サービス利用回数の判断の目安とするが、介護にかかる手間から判定する要支援1または要支援2の状態像とは異なる。